

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年4月24日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和7年4月24日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午後2時00分	
4	出	席	教 育 長	竹 居 秀 子
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男
			委 員	石 田 有 世
			委 員	伊 藤 華 英
			委 員	小 山 和 也
			委 員	堀 田 香 織
5	議	場	教育委員会事務局理事兼管理部長	山 本 高 弘
			生涯学習部長	深 津 健 太 郎
			管理部参事兼学校施設管理課長	木 村 哲 也
			学校教育部参事	寺 内 啓 容
			教育総務課長	小 出 博 康
			教職員人事課副参事	船 田 敦 史
			教職員給与課長	横 澤 一 輝
			特別支援教育室長	紺 野 雅 弘
6	会	議	伊 藤 華 英	
	議	録		
	署	名		
	委	員		

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
 まず、令和7年4月1日付け人事異動に伴い、新たな書記を任命
 したいと思えます。
 書記の任命につきましては、さいたま市教育委員会会議規則第5
 条第3項に定めがあり「教育長の推薦により職員のうちから委員会
 が任命する。」とされております。
 この規定に基づきまして、書記に教育総務課主任 杉田翔を推薦
 いたしますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。
 本日の議案について、議案第22号は議会に関する案件、第24
 号は人事に関する案件、また「その他」の3件目については個人情報
 を含む案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと
 思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第2
 2号、第24号、「その他」の3件目は非公開となります。
 会議の順番ですが、まず報告第3号から第5号、議案第23号、
 「その他」の1件目、2件目、続いて非公開となる、議案第22
 号、第24号、「その他」の3件目の順で審議することといたしま
 す。

報告第3号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の
 一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは、報告第3号につきまして、事務局から説明をお願いし
 ます。

教職員人事課
副参事 議案書の1ページから5ページまでを御覧ください。それでは、
 報告第3号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

報告第3号につきましては、規則の一部を改正する規則の制定について、臨時代理を行ったものでございます。

5ページを御覧ください。規則の概要を御説明いたします。

はじめに、1の本規則の「改正理由」でございますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたこと、また、令和7年2月議会において、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2の「改正の概要」について説明させていただきます。

(1)「時間外勤務の制限の請求に係るみなし規定の整備」につきましては、時間外勤務の免除を申請できる教職員を、これまで、「3歳未満の子を養育する教職員」としていたものを、「小学校就学前の子を養育する教職員」に、2月議会において改めたため、それに合わせ、規定を整備するものでございます。

(2)「子の看護休暇の取得要件の拡大」につきましては、特別休暇である看護休暇について、入園式等の子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合に、取得可能となるよう要件を拡大するものでございます。

「施行期日」につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 教職員の時間外勤務は、職員会議や修学旅行など、かなり限定されているものという認識をしているのですが、そのような場合でも、申請があれば勤務を免除するということなのでしょうか。

教職員人事課
副参事 教員の時間外勤務は、校外実習、修学旅行、職員会議、非常災害や児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合の限定4項目となっております。この4項目のうち、非常災害等の緊急の措置を必要とする場合については、免除の申請をしたとしても認められないことがあります。しかし、その他の3項目については、時間外勤務の免除を申請することができます。

大谷委員 わかりました。2点目の看護休暇の取得要件の拡大について、もう一度伺ってもよろしいですか。

教職員人事課 入園式等の子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合に、取得可能となるよう要件を拡大するものでございます。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第4号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課 報告第4号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案書は6ページから18ページまで、資料は19ページとなります。

この報告は、令和6年さいたま市人事委員会勧告を踏まえた教職員の給与改定を実施するため、令和6年12月議会において教職員の給料月額等を改正する条例が可決されたことに伴い、所要の規則改正を行うことについて、教育長が臨時代理したものでございます。

なお、本規則の改正にあたり、教育職給料表は埼玉県に準じて規定していることから、埼玉県の改正の有無等が確定したのち、市人事委員会との協議に諮る必要がございました。その協議日が3月の定例会後であったこと、また、改正後の規定を令和7年4月1日に昇格となる教職員へ適用させる必要があったことから、会議を招集するいとまがないことにより、教育長が臨時に代理したものでございます。

資料19ページの「令和6年度給与改定に伴う規則改正について」を御覧ください。

本規則の改正は、市人事委員会の勧告に基づき、令和6年度の教職員の給料月額を上げたことに伴い、昇格・降格前後の級・号給の対応関係を調整するため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正したものでございます。

対象は、学校栄養職及び学校事務職とし、市人事委員会規則の相当職と同様に対応関係を改正しております。教育職につきましては、先程申し上げましたとおり埼玉県に準じて規定しており、給料

改定後の埼玉県の対応関係に変更が生じないことの確認が取れたことから改正を行っておりません。

次に、昇格時号給対応表の説明でございますが、教職員を昇格させた際、昇格前の職務の級の号給が、昇格後の職務の級においてどの号給になるのかを対応させた表となります。また、降格時号給対応表は、教職員を降格させた際、降格前の職務の級の号給が降格後の職務の級においてどの号給になるのかを対応させた表となります。

具体的には、資料の下段にある表を御覧ください。これは、学校事務職給料表の昇格時号給対応表の1、2級の変更部分を抜粋したものです。表の左側が給料改定前、右側が給料改定後となります。

本規則の改正前において、1級78号給の学校事務職員が昇格した場合は、2級30号給となります。給料改定前の給料月額が274,600円から286,100円となり、11,500円増額します。

給料改定後の給料月額は278,600円から297,400円となり、18,800円増額し、昇格による増額分が給料改定前より大きくなります。

このように、規則改正を行わない場合、昨年度に昇格した職員と比べ、令和7年4月以降に昇格する職員の方が処遇面で有利となることから、昇格するタイミングに関わらず、同様の処遇とするため、対応する号給を市人事委員会規則の相当職と同様に調整するものです。

規則改正後は、表の右端のとおり、2級25号給に対応します。給料月額は278,600円から290,900円となり、12,300円増額し、昇格による増額分が給料改定の前後で同額程度となるよう調整しています。

説明は以上となります。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 埼玉県の基準に準じているとのことですが、さいたま市は地域手当の分、給料は高くなりますか。また、行政事務職員の給与も上昇しているのでしょうか。最後に、教職員の給与の財源も教えてください。

教職員給与課長 大谷委員のおっしゃるとおり、埼玉県の地域手当は約8%、さいたま市の地域手当は15%ですので、さいたま市の給与のほうが高いということになります。また、教職員と同様に、行政事務職員の

給与につきましても、上昇しております。教職員の給与については、3分の1は義務教育費国庫負担金、3分の2は使途は限定されていないものの、地方交付税で概ね賄われているものと考えております。

小山委員 地域手当の割合の違いを教えてください。

教職員給与課長 地域手当は国が定めているのですが、市区町村単位で支給割合が決まっております。さいたま市に勤務する国家公務員の支給割合が15%ですので、それに準じて、さいたま市は15%としております。しかし、埼玉県の場合は、勤務地域が広域にわたるため、さいたま市よりも低くなっております。

堀田委員 昇格による増額分について、給料改定の前後で同額程度となるようにしなければならないのはなぜでしょうか。

教職員給与課長 昇格制度は、約20年前に国が導入したもので、昇格によって責任や職務の困難な度合いが上がることを踏まえて、給与処遇の公平性の観点から、どの号給から昇格した場合でも、昇格による増額分が同程度となるようにする必要があり、今回改定するものです。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第5号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 報告第5号「教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案書は、20ページから25ページまでとなります。資料は26ページとなります。

この報告は、雇用保険法等が一部改正され、令和7年4月1日から就業促進手当のうち就業手当が廃止されたことに伴い、所要の規則改正を行うことについて、教育長が臨時代理したものでございます。

教職員の失業者の退職手当の支給については、条例上、市職員の例によると規定しており、市職員の同規則の改正内容や改正時期を合わせる必要がございます。市長部局の改正案の確定が3月の定例会後となり、また、改正後の規則の施行日を令和7年4月1日とすることか

ら、会議を招集するいとまがないことにより、教育長が臨時代理したものでございます。

資料26ページの「教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について」を御覧ください。

まず初めに、失業者の退職手当について御説明をさせていただきます。公務員の退職手当については2種類あり、勤続報償的な意味合いで退職時に支給される一般の退職手当と、雇用保険法との関係から求職活動中の生活を保障する目的で創設されている失業者の退職手当がございます。

公務員については、法律で身分が保障されており、民間のように景気変動による失業が予想されにくいため、雇用保険法の適用対象から除外されております。しかしながら、公務員といえども一労働者であるため、雇用保険の失業給付額程度は保障する必要があるとの考えから、教職員が雇用保険に加入していたと仮定するならば給付されると見込まれる失業給付の額が、退職時に実際に支給された退職手当の額を上回っている場合には、その差額分を追加して支給する制度でございます。支給の手続などは、雇用保険に準じて行われるため、規則中の規定においても雇用保険法から引用している箇所がございます。

資料の1. 概要のとおり、本議案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

資料上段の就業促進手当の種類等を御覧ください。今回、雇用保険法に定める就業促進手当のうち、左側の就業手当が令和7年4月1日より廃止となります。国の説明によりますと、受給者が極めて少数であり、さらに減少傾向にあることなどを理由に廃止したということでございます。

下段の新旧対照表（抜粋）を御覧ください。本規則改正の内容ですが、雇用保険法等の一部改正を踏まえ、就業手当にかかる規定の削除や様式の廃止等を行うものでございます。

2の施行期日でございます。雇用保険法等の施行日と同様、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

教職員が失業するというイメージがないのですが、自己都合による普通退職のことを指しているのでしょうか。もう少し詳しい説明をお願いいたします。

- 教職員給与課長 非常に分かりづらい制度ですので、失業者の退職手当について、改めて御説明させていただきます。
- 失業者の定義としましては、雇用保険と同様、退職後に就労の意志があり、ハローワークで就職活動をしている失業状態にある者となっております。失業者の退職手当は、退職手当額が雇用保険に加入していたと仮定した場合に支給される基本手当額より少ない場合にその差額を支給するものです。雇用保険に準じているため、勤続期間が12か月以上であることが条件です。従って、失業者の退職手当の対象となるのは、主に給料月額の高い若い方が、短期間で退職した場合となります。
- 大谷委員 通常は退職金を支給されるだけということですね。
- 教職員給与課長 はい、大抵の場合、失業者の退職手当を上回る退職金を支給されます。
- 堀田委員 次の就職先が決まっている人にも関係がないもので、ハローワークに通わなければならない事情があるような方のためのものということですよ。
- 教職員給与課長 おっしゃるとおり、就労意志があるものの、就職先が見つからない方に対して、失業給付と同様の条件で支給する制度です。
- 小山委員 民間企業に勤めている場合、社会保険料を毎月納めていると思いますが、公務員の場合はどのようになっているのでしょうか。
- 教職員給与課長 公務員は身分が保障されているため、雇用保険に加入しておりません。雇用保険として支給することができないため、退職手当という名目で、雇用保険相当額を支給することになります。
- なお、再任用教職員等、退職手当の支給対象とならない任用の場合には、雇用保険に加入しております。
- 堀田委員 公務員は共済保険には加入していますよね。
- 教職員給与課長 共済保険は、いわゆる医療保険や年金に相当するものであり、公務員は強制加入しております。
- 竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

議案第23号 さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第23号について、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第23号「さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案書は34ページから37ページまで、資料は38ページとなります。

資料38ページの「さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御覧ください。

「1. 概要」ですが、本議案は、先の2月議会において可決されたさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例と同様、刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることを踏まえ、本規則に規定する様式上の文言を整備するものでございます。

整備する様式は様式第2号「退職手当支払差止処分書」でございます。この様式は、教職員が刑事事件で起訴され、判決前に退職した場合等で、退職手当の支払を差し止める処分を行う際に通知する書面となります。

新旧対照表（抜粋）を御覧ください。改正法の施行に伴い、様式上で禁錮と規定している箇所を拘禁刑とする改正を行うものでございます。

「2. 施行期日」でございます。改正法における当該規定の施行日と同様、令和7年6月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

それでは、議案第23号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

竹居教育長 それでは再開します。「その他」の1件目について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の46ページから49ページまでを御覧ください。
その他「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」を御説明させていただきます。
本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

協議内容は、令和7年8月1日より、さいたま市立浦和大里小学校プールが供用開始されることにより、条例において市長の権限に属するとされる、使用料の減免、還付、回数券の発行にかかる事務について、教育委員会に委任すること、また、令和7年4月1日より、さいたま市文化財保存活用基金が設置されることにより、この基金の管理に関することを副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させることを協議するものでございました。

この度、令和7年3月25日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。
それでは、この件は終了といたします。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

竹居教育長 続いて、「その他」の2件目について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の50ページから53ページまでを御覧ください。
その他「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について」を御説明させていただきます。

本件につきましても、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。

協議内容は、「さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱」第11条（評価項目及び評価要素）の別表第2について、校長、副校長及び教頭の人事評価の評価領域を53ページに記載のとおり変更することを市長と協議するものでございました。

この度、令和7年3月27日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。説明は以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第22号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長

それでは再開します。議案第22号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課
副参事

「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。議案書27ページから33ページまでを御覧ください。32ページの提案理由書に沿って説明いたします。

本改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うものです。

改正内容の1点目、提案理由書の2(1)アについて、教育委員会は、教職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認を行わなくてはならないこととするものです。

2点目、2(1)イについて、教育委員会は、教職員が40歳に達した日の属する年度において、当該教職員に対し仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行わなくてはならないこととするものです。

3点目、2(1)ウについて、教育委員会は、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施等の措置を講じなければならないこととするものです。

4点目、2(2)アについて、教育委員会は、教職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするものです。

5点目、2(2)イについて、教育委員会は、3歳に満たない子を養育する教職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするものです。

施行年月日は、改正内容(1)については公布の日、改正内容(2)については令和7年10月1日とするものです。

なお、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例についても、市長部局の総務局人事部人事課が、教職員の条例と同様に、6月議会での提出に向けて準備を進めております。改正内容は同じです。

説明は以上となります。御審議よろしく申し上げます。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

教育委員会が主語になっているものですので、不作為が起きないように、気を付けて実施していただきたいと思います。

伊藤委員

改正内容2(1)ウに研修の実施等の措置とありますが、どのような研修をイメージされていますか。

教職員人事課
副参事

校長や教頭等、管理職を対象とした研修を想定しております。

石田委員

2(1)イの、仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行うことについて、なぜ40歳なのでしょう。もっと若くても、親の介護をする方はいるのではないかと思います。

教職員人事課
副参事

国としては、介護に直面することの多い世代として定めたのではないかと考えられます。

竹居教育長

それでは議案第22号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

